

講 演

## 国際法の分断化の研究（1）

国際法の分断化の研究会  
（代表者 萬 歳 寛 之）

中国の海洋法制度に関する一考察

金 永 明

## 中国の海洋法制度に関する一考察\*

金 永明\*\*

概要：本稿では、中国の海洋法制度の整備プロセスを4段階に分けて検討を行っている。各段階の法律制度はいずれもそれぞれ異なる特徴を有し、中国の海洋の安全の確保、改革開放の推進、国際義務の履行、そして中国の海洋法制度の体系化に重要な促進作用を発揮している。こうした海洋法制度の整備プロセスにおいては、重要な海洋政策と結び付けたうえでの運用が不可欠である。また、海洋法制度の整備のあり方は、中国の海洋論争問題を沈静化させ、解決を図る上で重大な影響を及ぼす。中国では慣習法上の海洋法及び「海洋法に関する国際連合条約（以下、国連海洋法条約）」に基づいて海洋法制度の体系が一通り形成されているものの、問題点も存在する。例えば、外国の軍艦の領海内における無害通航の事前承認又は事前通告に関する規定、接続水域内の安全事項に対する管制（規制）及び処罰に関する規定、排他的経済水域内における軍事活動の制限をめぐる実践、いくつかの専門用語のあいまいさ等が挙げられ、他国の法律との対立が生じている。実質的に、これらの問題はいずれも国際社会における論争を引き起こし、これらの問題について、妥協すること、共通認識を得ることは不可能である。このため、あいまいな、折衷的な規定を設けるしかなく、それにより、実践において、国家間で異なる対応が生じたり、ひいては対立の原因になったりしている。こうした見解の相違や衝突の解決に

\* 本稿は、早稲田大学比較法研究所・公開講演会（2019年12月12日）において「中国における海洋法問題」と題する報告を原稿化したものである。<https://www.waseda.jp/folaw/icl/news/2019/11/16/6820/>を参照（2020年10月8日にアクセス）。なお、読者の今後の研究に役立ててもらうために、中国語文献・資料を中心としているが、脚注も付すこととした。

\*\* 著者紹介：金永明，中国海洋大学国際事務と公共管理学院教授，中国海洋大学海洋発展研究院高級研究員，法学博士。日本国際交流基金高級訪問学者，東京大学大学院法学政治学研究科客員研究員（2019-2020）。この論文は中国海洋発展研究会と中国海洋発展研究センターの重大項目と重点項目：《海洋法框架下的海洋开发利用制度研究》（CAMA201701）及び《海洋基本法涉及到的极地问题研究》（CAMA201810）の段階的な成果である。

は、各国の利害調整に関する実行の集積を待って、国際海洋法の体系の改善・整備を進め、「法により海を治める」という目標を実現する必要がある。このため、中国は自発的かつ自覚的に自己の役割と位置付けの転換を図り、国内の海洋法制度の審議と検討を行うとともに、時代の要請に合った国際海洋法の新制度の構築に向けて、貢献し続けていかねばならない。

キーワード：国連海洋法条約、海洋法制度、海洋政策、南シナ海

## 序言

時間軸及び内容について、本稿では1949-2020年の中華人民共和国（以下、中国）の海洋法制度上の立法プロセスとそれに対応する重要な海洋政策を重点的に分析し、関連する問題点について若干の付言を行う。その際、中国の海洋法制度の体系の実効性を精査し、国の海洋管理体制とガバナンス能力の現代化の水準を評価することとしたい。こうした検討を通じて、国家海洋事業の推進、海洋強国の建設及び海洋運命共同体の実現という中国の目標の平和的達成により確実に寄与することが本稿の目的である<sup>(1)</sup>。

### 一 中国の海洋法制度の発展と成立

#### (一) 海洋法制度の初期段階(1949-1978)

この段階における中国の海洋立法に係る法令の制定は限られた数のものしか策定されておらず、また立法のレベルも比較的低く、法律のレベルのものは1つもなかった<sup>(2)</sup>。この期間において、最も重要な政策的立場を示す文書は「中国政府の領海に関する声明」(1958)である。その核となる内容としては以下

(1) 中国における海洋に関する法的制度の発展過程、特徴及びその役割について、賈宇：《改革开放40年中国海洋法治的发展》，《边界与海洋研究》2019年第4期，第5-33頁，马得懿：《新中国涉海法治70年的发展，特点与应然取向》，《暨南学报（哲学社会科学版）》2019年第11期，第27-39頁，杨泽伟：《新时代中国深度参与全球海洋治理体系的变革：理念与路径》，《法律科学》2019年第6期，第178-188頁を参照。

(2) 例えば、1954年《海港管理暂行条例》，1955年《关于渤海、黄海及东海机轮拖网渔业禁渔区的命令》，1958年《进出口船舶联合检查通则》，1964年《外国籍非军用船舶通过琼州海峡管理规则》，1974年《防止沿海水域污染暂行规定》，1977年《中国国境卫生检疫条例实施细则》等である。

の3つが挙げられる。第一に、領海の幅員を12海里としたこと。第二に、直線基線の使用を宣言したこと。第三に、軍艦を含む一切の外国船舶は領海に進入するにあたり、中国政府の許可を得るとともに、中国の関連法令を遵守する必要があるとしたことである<sup>(3)</sup>。その主な特徴は、中国の海洋の確保、とりわけ沿岸の防衛・安全保障の確保であった<sup>(4)</sup>。

## (二) 海洋法制度の発展段階 (1979-1990)

この段階から海洋立法の状況には変化がみられ、海洋に係る法令の数が大幅に増加しただけでなく、立法のレベルも向上した。その変化は以下の3つの分野に見ることができる。第一に、海洋環境保護分野における「中国海洋環境保護法」(1982)。第二に、海洋資源利用分野における「中国対外協力による海洋石油資源採掘条例」(1982)、「中国漁業法」(1986)。第三に、航行安全分野における「中国海上交通安全法」(1983)である。これらの法令の制定と施行は、改革開放の円滑な実施に一定の促進作用を發揮した。

## (三) 海洋法制度の成立段階 (1991-2009)

この段階における海洋立法の主たる成果について、下記のものを挙げることができる。

1. 海洋基本法制の制定：「中国領海及び接続水域法」(1992)、「全国人民代表大會常務委員会の『国連海洋法条約』批准に関する決定」(1996)、「中国排他的經濟水域及び大陸棚法」(1998)。
2. 海洋法制の基盤整備：「中国の領海基線に関する中国政府の声明」(1996)。
3. 海洋関係のその他の部門による法規の制定：「中国海域使用管理法」(2001)、「中国漁業法」(2000, 2004改正)、「中国海洋環境保護法」(1999改正)、「中国涉外海洋科学管理規定」(1996)、「中国海島保護法」(2009)。
4. 国際的な海洋ルールの履行及び実績：「国連海洋法条約」第298条に基づいて打ち出した除外声明(2006年8月25日)、東シナ海の大陸棚外部境界線の画定に関

(3) 《中国政府关于領海の声明》(1958年9月4日)第1-3項を参照。

(4) 《中国政府关于領海の声明》は、米中ソ関係が緊張し、中国が金門島を砲撃し、米国第7艦隊が台湾の保護を強化するときに、中国が海洋の安全を守るための政策的な立場文書である。フランソワ・ジョワイヨ著(中嶋嶺雄・渡邊啓貴訳)《中国の外交》、白水社、1995年、第31-33頁を参照。

する予備的情報の提出（2009年5月11日）、日本による大陸棚延長の申請に対する書面声明（沖ノ鳥問題）（2009年2月6日）、マレーシア・ベトナムの大陸棚外縁部延長合同申請及びベトナムの大陸棚外縁部延長申請に対する照会（2009年5月7日）、「南シナ海における関係諸国行動宣言（DOC）」（2002年11月4日）、「中越トンキン湾境界画定協定」（2000）、「中越トンキン湾漁業協力協定」（2000）、「中日漁業協定」（1997）、「中韓漁業協定」（2000）の締結、「中日の東シナ海問題に関する原則的共通認識」（2008）。

上述の法令、声明及び協定等は、中国の海洋権益を守るだけでなく、国際的な責任と義務の確実な履行、改革開放の円滑な実施の保障にもつながり、中国の海洋法制度の体系化が一通りなされたと評価できる。

#### （四） 海洋法制度の充実段階（2010-2020）

この段階における海洋に係る主な法令は次の通りである。「中国海洋環境保護法」（2013、2016改正）、「釣魚島及びその付属島嶼の領海基線に関する中国の声明」（2012）、「東シナ海で自国領海の基線から200カイリを超える海域への大陸棚の延伸を求める申請書」（2012）、「東シナ海防空識別区設定に関する声明」及び「中国東シナ海防空識別圏航空機識別規則」（2013）、「中国深海海底区域資源探査開発法」（2016）、「外国管轄海域における科学研究の展開に対する更なる管理強化に関する通知」（2019）、及び「プラスチック汚染対策の更なる強化に関する意見」（2020）<sup>(5)</sup>。

その他の制度及び文書で注目すべきものは次の通りである。「中日関係の改

---

(5) 中国外交部が2019年12月9日に発表した《关于对赴外国管辖海域开展科学研究进一步加强管理的通知》の内容については、[https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao\\_674904/tytj\\_674915/t1723270.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/tytj_674915/t1723270.shtml)を参照（2019年12月10日にアクセス）。国家發展改革委員会、生態環境部が2020年1月16日に発表した《关于进一步加强塑料污染治理的意见》の内容については、[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202001/t20200119\\_1219275.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202001/t20200119_1219275.html)を参照（2020年1月19日にアクセス）。このほか、中国自然资源部、民政部が2020年4月19日に発表した《关于公布我国南海部分岛礁和海底地理实体标准名称的公告》の内容については、[http://gi.mnr.gov.cn/202004/t20200419\\_2509115.html](http://gi.mnr.gov.cn/202004/t20200419_2509115.html)を参照（2020年6月24日にアクセス）。中国自然资源部が2020年6月23日に発表した《关于公布我国东海部分海底地理实体标准名称的公告》の内容については、[http://gi.mnr.gov.cn/202006/t20200623\\_2528802.html](http://gi.mnr.gov.cn/202006/t20200623_2528802.html)を参照（2020年6月24日にアクセス）。

善に向けた4項目の原則的共通認識」(2014),「中日防衛当局間の海空連絡メカニズムに関する覚書」(2018),「中日政府間の海上搜索救助協定」(2018),「南シナ海の管轄権問題の仲裁申し立てに対する中国政府の立場に関する口上書」(2014)等。

この段階で、中国は個別の法律の改正、一部の島嶼領土の領海基点と基線に関する声明の適時発表、並びにその他の措置を通じて、中国の海洋法制度の体系を更に充実させ、その内容を豊富なものとし、中国の海洋法制度・管理体制を形成していった。

## 二 海洋法制度にみられる中国の実行

### (一) 基本的特徴

1. 直線基線制度。「中国政府の領海に関する声明」において明らかにされた直線基線制度については、「中国領海及び接続水域法」で確認されるとともに、直線基線制度に基づき、中国の大陸部分における領海の一部基線、西沙諸島の領海基線及び釣魚島とその付属島嶼(尖閣諸島)について、直線基線制度の基点と基線を採用することが宣言された<sup>(6)</sup>。

2. 公平(衡平)原則による海洋境界画定紛争の解決。中国は平等な対話と協議を通じ、公平(衡平)原則に基づいて海洋境界画定紛争を解決するという原則を堅持しており、「全国人民代表大会常務委員会の『国連海洋法条約』批准に関する決定」第2条で規定するだけでなく、「中国排他的経済水域及び大陸棚法」第2条第3項でもこの点が確認されている<sup>(7)</sup>。これは、中国が海洋境

(6) 例えば、《中国政府关于中国领海基线的声明》(1996年5月15日)、《中国关于钓鱼岛及其附属岛屿领海基线的声明》(2012年9月10日)。米国は2013年3月7日に中国が2012年に釣魚島とその附属島嶼に描いた直線基線に対して外交照会を提出し、中国のやり方は国連海洋法条約に合致せず、国際法に違反するとの認識を示した。包毅楠：《美国军舰擅闯我国南海岛礁邻近海域的国际法实证分析》，《太平洋学报》2019年第6期，第58頁を参照。

(7) 「公平原則」と「衡平原則」の翻訳問題について、「衡平」は「公平」と比べると、公平、公正の意味以外に、一種の動的要素つまりあらゆる要素を衡量し公平に解決することを表現することが出来る。したがって、英語の *equitable principles* を「衡平原則」と訳すことが正しいのであり、それもまた境界を画定する原則が「等距離中間線原則」から「衡平原則」に発展する傾向と要求を体現している。つまり海洋境界を画定する過程において、衡平

界画定紛争の解決を図る上での重要な原則となっているだけでなく、実際の境界を確定する際にも採用されているおり、「中越トンキン湾境界画定協定」と「中越トンキン湾漁業協力協定」の署名・発効がその例として挙げられる。

3. 重大な海洋権益問題に対する司法又は仲裁手続の除外。中国は「国連海洋法条約」第298条の規定に基づき、国連事務総長に書面声明を提出し、「国連海洋法条約」第298条第1項(a)、(b)及び(c)にいういかなる紛争(すなわち、海洋の境界画定、領土主権、軍事的活動などに関わる紛争)について、中国政府は「国連海洋法条約」第15部第2節に定めるいかなる国際司法又は仲裁手続も受け入れないとした<sup>(8)</sup>。換言すると、中国と他国との間の海洋問題に関する上述の紛争には司法裁判及び仲裁手続を適用せず、関係国が協議を通じて上述の紛争を解決する、すなわち優先的に協議を行って国家間の海洋紛争問題の政治的方法による解決を目指すという立場を採っているのである。

4. 臨時的な取り決めと政治的性質の原則的共通認識の達成。海洋問題、とりわけ海洋領土主権をめぐる論争は、複雑かつデリケートな問題であるとともに、歴史及び国民感情に関連してくるため、関係国にとって実質的な譲歩は難しく、最終的な解決は困難である。一方、安定的かつ正常な秩序を維持するため、臨時的な取り決めを締結する、又は政治的性質の共通認識を達成することが海洋危機を管理・制御する上で重要な方法となり、このことは東シナ海問題において特に顕著である<sup>(9)</sup>。

5. 中国の立場の明確化。例えば、南シナ海における九段線(断続線)の性質、歴史的権利の内容、管轄海域の範囲が挙げられる。中国は政府声明、白書、公的立場を示す文書等、それぞれ異なる方法を通じて、海洋問題、とりわけ南シナ海問題に対する政策及び立場を発表しているものの、南シナ海の九段線の性質又は地位について、明確な解釈は示しておらず、「中国政府の南シナ海における領土主権と海洋権益に関する声明」(2016年7月12日)においても、

---

な解決という結果を達成するために、すべての関連要素を考慮しなければならない。傅巍成、崔浩成：《南海U形线的法律性质与历史性权利的内涵》，《厦门大学学报（哲学社会科学版）》2019年第4期，第72-73頁を参照。

(8) 「国連海洋法条約」第298条2項は、1項の規定に基づく宣言を行った締約国は、いつでも、当該宣言を撤回することができ、又は当該宣言によって除外された紛争をこの条約に定める手続に付することに同意することができる」と規定する。

(9) 金永明：《新时期东海海空安全机制研究》，《中国海洋大学学报（社会科学版）》2020年第1期，第11-13頁。

南シナ海の九段線の性質及び歴史的権利（歴史的権原）の内容には言及していない<sup>(10)</sup>。すなわち、中国は南シナ海における歴史的権利について、「中国排他的経済水域及び大陸棚法」第14条の規定と同じように、依然として権威的解釈は示していない<sup>(11)</sup>。同時にまた、「中国海洋環境保護法」及び「中国漁業法」第2条に定める中国の管轄海域の範囲及び性質についても、更に明確にする必要があるという課題が存在する<sup>(12)</sup>。すなわち、中国政府は適当な時機に、これらの問題について踏み込んだ解釈を示すべきである。

## (二) 若干の問題

### 1. 西沙諸島の直線基線の問題。中国は1996年5月15日に、西沙諸島の直線

- (10) 《中国政府关于在南海的领土主权和海洋权益的声明》第3条によると、中国の南海の領土主権と海洋権益は以下のものを含む。第一に、中国は南海の諸島に対して、東沙、西沙、中沙、南沙諸島を含めて主権をもつ。第二に、中国の南海諸島は内水、領海と接続水域を持つ。第三に、中国の南海諸島は排他的経済水域と大陸棚を持つ。第四に、中国は南シナ海で歴史的な権利を持つ。http://world.people.com.cn/n1/2016/0712/c1002-28548370.htmlを参照（2016年7月12日にアクセス）。歴史的権利（historic rights）と歴史的権原（historic title）の関係性については、歴史的権利は歴史的権原から生まれ、歴史的権利は歴史的権原の表現形式の1つであるといえる。即ち、国が歴史的証拠に基づいて何らかの既得権益を取得し、歴史的権原を構成すれば、国は既得権益を取得する行為または活動の権利を有することになるという考え方である。
- (11) 例えば、《中国专属经济区和大陆架法》第14条は、この法律の規定は中華人民共和国の享有する歴史的権利に影響しないと規定する。我が国は距離原則に基づいて排他的経済水域と大陸棚を有する以外、歴史的権利に基づいて異なる海洋地形に対して相応の管轄海域を主張することが出来る。この法律において歴史的権利に基づく海域の地位について、3つの解釈が存在する。第一に、この海域は中国の排他的経済水域または大陸棚にならないが、排他的経済水域あるいは大陸棚と同じ法的地位を持つべきであると理解される。第二に、中国の歴史的権利の海域は200海里的限界以遠にあると理解する。第三に、歴史的権利の海域は200海里的限界内にあるが、排他的経済水域や大陸棚と異なる代替管理制度がある。Zou Keyuan, *Historic Rights in International Law and in China's Practice, Ocean Development and International Law*, Vol.32, No.2, 2001, pp.149-168, 参照。
- (12) 例えば、《中国海洋环境保护法》第2条第1項は、この法律は中華人民共和国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及び中華人民共和国が管轄するその他の海域に適用されると規定する。



基線を公表し、米国の反発を招いた。米国はこれを「行き過ぎた海洋権益」の主張であるとし、1996年6月9日に発表した報告書「海洋の境界——中国の直線基線の要求」(No.117)や、近年度々行われている西沙諸島の領海内での軍艦によるいわゆる航行の自由作戦の実施を含め、中国の法的規範・実践に対抗する構えを見せている<sup>(13)</sup>。

確かに、各国は「国連海洋法条約」第5条及び第7条の規定に基づき、通常基線と直線基線を選択し適用する権利を有するものの、直線基線を利用する際は、いくつかの条件を課され、適用上の制限を受ける<sup>(14)</sup>。同時にまた、西沙諸島に直線基線の基点を適用するという宣言は、南シナ海の九段線内の水域の地位に直接的な影響を及ぼすものでもあった。すなわち、南シナ海の九段線内の水域は、内水や領海のような、歴史的水域の地位を有するものとはなり得ないという弊害が露呈した。

2. 軍艦の領海内における無害通航時の事前許可/事前通告の問題。米国は主に中国の上述の「中国政府の領海に関する声明」、「中国領海及び接続水域法」及び「全国人民代表大会常務委員会の『国連海洋法条約』批准に関する決定」のうち、外国の軍艦の領海内における無害通航に対して、沿岸国による事前許可又は沿岸国への事前通告の制度を適用するという方法に対抗する姿勢を見せている。米国はこれらの規定は国際社会の航行方法に反するものであるとし、軍艦の領海内における無害通航について、沿岸国による事前承認又は沿岸国への事前通告は必要ないという航行の自由の立場と行動を堅持している<sup>(15)</sup>。

(13) See United States Department of State, Office of Ocean Affairs, Limits in the Seas No.117: Straight Baseline Claim: China, Washington: United States Department of State, 1996. 米国の軍艦が西沙と南沙の海域で実施した航行の自由作戦の内容について、金永明：《南海航行自由与安全の海洋法分析》，中国国际法学会編：《中国国际法年刊（2018）》，法律出版社，2019年，第410-438頁；金永明：《美国军舰南海航行自由行动目的及中国的应对》，《中国海洋大学学报（社会科学版）》2019年第3期，第10-12頁を参照。

(14) 沿岸国が直線基線を適用する条件は「国連海洋法条約」第7条の第1, 3, 5-6項に規定されている。また、沿岸国が直線基線を適用する制限は第8条第2項に規定されている。

(15) 中国における外国軍艦が領海内で無害通航に関する手続上の規定内容の差異と観点について、金永明著：《新时代中国海洋强国战略研究》，海洋出版社，2018年，第135-137頁を参照。また、軍艦の領海内の無害通航に関して手続上の制限（事前許可または通知）を行っている国が40カ国以上ある。See J. Ashley Roach and Robert W. Smith, *Excessive Maritime Claims* (Third

3. 接続水域内の安全事項に対する管轄権の問題。米国は「中国領海及び接続水域法」第13条のうち、接続水域内における安全に関わる事項に対する防止及び処罰について管轄権を有するという規定は、多くの国の航行方法に反するという考えを示すとともに、中国の接続水域内における安全に関わる事項に対する防止及び処罰についての規定は、「国連海洋法条約」体系の規範内容に反すると主張している<sup>(16)</sup>。

「国連海洋法条約」第33条の接続水域に関する内容は、1958年の「領海及び接続水域に関する条約」の規定を継承している。一方、1958年に開催された第1次国連海洋法会議で接続水域制度について審議するにあたり第1委員会が提出した草案には、「沿岸国の安全の侵害を防止し、かつ処罰する」という内容が存在していたものの、全体会議でこの内容を審議した際に、多くの国が反対したため、最終草案では安全に関連する内容が削除された。会議に参加した多くの国が安全事項を条文に組み込むことに反対した理由は、安全の意味が抽象的で、すべての保護法益が拡大解釈される可能性があり、かつ乱用される恐れが存在するというものだった<sup>(17)</sup>。このため、「領海及び接続水域に関する条約」第24条には、安全に関連する事項に対して管轄及び処罰する権利を有するという内容は含まれなかった。

4. 排他的経済水域内における軍事活動の事前同意又は許可制/自由使用論の問題。中国の海洋法制度には、排他的経済水域内における軍事活動（軍事測量、諜報・偵察活動、合同軍事演習等）に対して事前同意制又は許可制を適用することに関する規定は存在しないものの、排他的経済水域内の海洋の安全と利益を確保するため、実践においては、事前同意制又は許可制の原則が採用されている。このため、中米両国間で、排他的経済水域内の軍事活動をめぐる事前同意制又は許可制と自由使用論との間の対立問題が生じている。

「国連海洋法条約」には、「軍事活動」に関する定義はないことから、海洋の

---

Edition), Maritimes Nijhoff Publishers, 2012, pp.250-251, pp.258-259. これらの国の国内法における軍艦による領海内の無害通航に対する制限的規定の法的な根拠は「国連海洋法条約」第310条にあり、その目的は、当該国の国内法の規定を条約の規定と協調させることにある。

(16) 国際社会には5つの国（カンボジア、中国、スーダン、シリア、ベトナム）が接続水域の安全事項に対して管轄権を主張している。See Raul (Pete) Pedrozo, Military Activities in the Exclusive Economic Zone: East Asia Focus, *The Journal of Island Studies*, Vol.7, No.2, March 2018, p.79.

(17) 林久茂著：《海洋法研究》，日本評論社，1995年，第89-92頁を参照。

科学的調査と海洋の平和利用という視点から考察するしかない<sup>(18)</sup>。ただ、残念なことに、海洋の科学的調査、海洋の平和利用の概念についても、「国連海洋法条約」には直接的な定義がないため、この問題を「国連海洋法条約」によって解決することは難しい。ただ、幸いにも、同条約にはこれらの問題の解決に向けた方向性あるいは原則的な規定（例えば、第59条）が存在する。このため、中米両国は排他的経済水域をめぐる立法主旨とその特殊な法的地位に基づき、「国連海洋法条約」の関連条項（例えば、第58条及び第59条）を踏まえて具体的な分析と調整を行うとともに、国際社会の既存の制度と達成された共通認識も踏まえて処理しなければならない<sup>(19)</sup>。共通認識が達成されるまでは、米国軍艦の中国の排他的経済水域内における軍事活動については、海洋の科学的調査の活動も含め、依然として「中国涉外海洋科学研究管理規定」（1996）に定める事前承認制に従うとともに、中国の関連法律・法規を遵守すべきである<sup>(20)</sup>。

5. 南シナ海の島嶼の海洋地形の地位と性質の問題。すなわち、中国が南シナ海、特に南沙諸島で全面的かつ大規模な建設と配置を行うことに対する抵抗である。米国は、中国が南沙諸島を占拠し、実施している建設は周辺の海洋環境を損ねているとし、特に中国による人工島の建設工事完了後の南沙諸島における建設工事には軍事化の傾向が見られ、他国の安全、とりわけ航行の自由と安全に対して深刻な脅威となっていると主張している。同時にまた、米国は南沙諸島の地位の認定においては、異なる主張、対立した主張は存在するため、中国は自ら占拠した南沙諸島を根拠としてより多くの管轄海域を主張することはできないとする考えを示している。また、米国国務省は2014年12月5日に、報告書「海洋の境界——中国の南シナ海の海洋における主張」（No.143）を発表するとともに、中国による南シナ海の九段線の性質及び九段線内の水域の法

(18) 排他的経済水域での軍事活動及び海洋の科学的調査、海洋の平和利用との関係に関する内容について、金永明著：《中国海洋法理论研究（増訂版）》、上海社会科学院出版社、2016年、第31-49頁及び第259-269頁、和仁健太郎《国連海洋法条約における軍事調査の位置—海洋の科学的調査との関係》、《阪大法学》第66巻第3-4期（2016年）、第613-639頁を参照。

(19) 金永明：《新时期东海海空安全机制研究》、《中国海洋大学学报（社会科学版）》2020年第1期、第6-7頁。

(20) 例えば、《中国涉外海洋科学研究管理規定》第4条。《中国涉外海洋科学研究管理規定》の分析内容について、徐贺云：《我国涉外海洋科学研究管理实践和对法规修订的思考》、《边界与海洋研究》2019年第4期、第50-60頁を参照。

的地位を、中国はより一層明らかにすべきであるとの考えを示した<sup>(21)</sup>。

6. 南シナ海をめぐる仲裁判断の拘束力の問題。米国をはじめとするいくつかの国は、附属書 VII の仲裁裁判所が下した「南シナ海仲裁事件の仲裁判断」(2016年7月12日)の内容に中国は従うべきであり、当該仲裁判断は中国に対して拘束力を有し、中国は必ず遵守しなければならないと主張している<sup>(22)</sup>。

確かに、「国連海洋法条約」第296条及びその附属書 VII 「仲裁」第11条によると、仲裁裁判所が下す仲裁判断は関係当事者に対して拘束力を有する<sup>(23)</sup>。南シナ海仲裁事件の問題点は、仲裁裁判所にフィリピン側が提起した仲裁事項に対する管轄権があるのか、すなわちそれは「国連海洋法条約」の解釈又は適用に関する紛争なのかという点にある。広義において、中国側が除外する仲裁事項に該当するのではないかと、フィリピン側が強制仲裁を提起する前提条件は満足しているのか、すなわち、受理に関する問題、及び仲裁裁判所に事実認定及び法律の適用面において、不足や不備等が存在するのではないかとという点について、評価を行う必要がある<sup>(24)</sup>。

(21) See Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs, United States Department of State, *Limits in the Seas, China: Maritime Claims in the South China Sea*, Dec. 5, 2014. 米国国務省《海洋の界限》報告に対する批判的な内容として、賈兵兵：《駁美国国务院〈海洋疆界〉第143期有关南海历史性权利论述的谬误》，《法学评论》2016年第4期，第76-82頁を参照；中国南海の断続線の内容について、高之国、賈兵兵著：《论南海九段线的历史、地位和作用》，海洋出版社，2014年，第1-49頁を参照。Also see Zou Keyuan and Liu Xinchang, *The Legal Status of the U-shaped Line in the South China Sea and Its Legal Implication for Sovereignty, Sovereign Rights and Maritime Jurisdiction*, *Chinese Journal of International Law*, Vol. 14, No.1, March 2015, pp.57-77.

(22) 南シナ海仲裁案の判決に対する全面的な批判内容について、中国国际法学会著：《南海仲裁案裁决之批判》，外文出版社，2018年，第1-395頁を参照。

(23) 「国連海洋法条約」附属書 VII (仲裁) 第11条は、紛争当事者が上訴の手續について事前に合意する場合を除くほか、仲裁判断は、最終的なものとし、上訴を許さず、紛争当事者は、当該仲裁判断に従うと規定する。

(24) 中国政府の南シナ海仲裁案の管轄権に関する立場の内容は、《中国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件》，[http://www.gov.cn/xinwen/2014-12/07/content\\_2787671.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2014-12/07/content_2787671.htm) を参照 (2014年12月8日にアクセス)。南海仲裁案の最終判決の批判内容について、中国国际法学会著：《南海仲裁案裁决之批判》，外文出版社，2018年，第1-446頁を参照。南海仲裁案の内容については、Jin Yongming, *The Challenges of South China Sea*

### 三 中国の海洋政策と海洋法制度の整備

中国の海洋法制度の成立と発展は、一部の主たる海洋政策及び理念の影響を受けていることから、関連する海洋政策及び理念/イニシアチブについて論述する必要がある。このことは中国の海洋法制度体系を理解し、海洋問題をめぐる論争の立場を解き明かす上で有用であるといえる。

#### (一) 中国の海洋政策とイニシアチブ

1. 「主権は中国、論争棚上げ、共同開発」(1984)。南シナ海、とりわけ南沙諸島の領土論争の問題について、鄧小平氏は1984年に、「主権は中国、論争棚上げ、共同開発」という解決方針を明確に示した。各方面の努力を経て、中国と東アジア諸国連合(ASEAN)の国々との間では、当該方針に基づき、いくつかの成果が得られた<sup>(25)</sup>。ただ、その一方で、「論争棚上げ、共同開発」には理論的基盤と実践の根拠が存在するにもかかわらず、十分に尊重されておらず、発展も見られない<sup>(26)</sup>。その主な理由は次の通りである。まず、ASEANの

---

Arbitration to the Law of the Sea (1)-(2), *The Waseda Law Review*, Vol.94, No.1 (December 2018) and Vol.94, No.2 (March 2019), pp.355-375, pp.261-270を参照。田中嘉文：《南シナ海仲裁裁判本案判断に関する一考察—歴史的権利と国連海洋法条約第121条3項の解釈を中心に—》，《国際法外交雑誌》第117巻第2期（2018年8月），第1-29頁。「国連海洋法条約」紛争解決メカニズム（南シナ海仲裁裁判内容の分析を含む）に関するものは、賈兵兵著：《“联合国海洋法公约”争端解决机制研究：附件七仲裁实践》，清华大学出版社，2018年，第28-170頁を参照。

(25) 例えば、南シナ海区域での南海問題に関する双方向的な成果について、主に《中越北部湾划界协定》と《中越北部湾渔业协定》、《关于指导解决中国和越南海上问题基本原则协议》(2011年10月11日)、《中越联合声明》(2011年10月15日)、《中菲政府关于油气开发合作的谅解备忘录》(2018年11月27日)が含まれている。区域的な成果について、主に中国とフィリピン及びベトナムが締結した《在南中国海协议区联合海洋地震工作协议》(2005年3月14日)、《南海各方行为宣言》(2002年11月4日)、中国とASEAN諸国が2011年7月20日に《南海各方行为宣言》の実施をめぐる指導方針に関して一致した共通認識の達成、及び《中国和东盟国家外交部长关于全面落实“南海各方行为宣言”的联合声明》(2016年7月25日)がある。

(26) 海上共同開発の理論と実践的内容は、楊澤偉編：《海上共同开发国际法问

一部の国にとって「主権は中国」という前提は受け入れがたく、また「論争棚上げ、共同開発」の実施に対する政治的意思が欠けており、実行に移すことが困難である。更に ASEAN の一部の国は既に南シナ海の資源に対する開発に力を入れており、現実的な利益に対する需要がない。また南シナ海、とりわけ南沙をめぐる論争の当事者は多岐にわたり、特に海域範囲の論争は共通認識の達成が難しく、実際のオペレーションにも困難が存在する。したがって、「主権は中国、論争棚上げ、共同開発」という方針を南沙諸島において実施することは、依然として難しい状況にある。よって、中国と ASEAN 諸国が共通の利益が存在する範囲の海洋について、センシティブな分野以外の協力を模索し、拡大していくことが、注力し得る方向である<sup>(27)</sup>。

2. 調和のとれた海洋という理念 (2009)。中国は2009年4月の中国人民解放軍海軍創設60周年の際に、国際・国内情勢、特に海洋情勢の発展のニーズに基づき、海洋の恒久的な平和と安全を共に維持するため、「調和のとれた海洋」の構築という構想・理念を提起した。「調和のとれた海洋」の構築という理念の提起は、胡錦濤国家主席（当時）が2005年9月15日に国連創設60周年記念首脳会議で「調和のとれた世界」の構築という理念を提起して以来の海洋分野における理念の詳細化であり、目標の具体化でもある。また、このことは、国際社会の海洋問題に対する新たな認識・要請を体現し、中国の国際海洋法の発展に対して新たに貢献することを表明したものである<sup>(28)</sup>。

3. 中国の海洋強国戦略の目標 (2012)。中国の海洋強国戦略の目標については、中国共産党第18回全国代表大会の報告で初めて完全な形で示されて以降、発展と整備、並びに深化の過程を経て、新時代の中国の海洋強国戦略管理体制が既に形成されている。その核となる内容は主に次の面に見ることができる。第一に、政治及び安全面の目標は、覇を唱えず、平和な発展を目指すことにある。第二に、経済面の目標は、海洋経済の発展、成長を図ることであり、

題研究》、社会科学文献出版社2016年版、第3-306頁を参照。

(27) 金永明著：《新时代中国海洋强国战略研究》、海洋出版社、2018年、第77-79頁を参照。

(28) 我が国が提出した「調和のとれた海洋」理念の内容とは、国連の主導権を守り、公正で合理的な海洋を作り、対等の協議を守り、自由で秩序ある海洋を建設する。現象と根本を共に是正することを堅持し、平和で安定した海洋を建設する。交流と協力を守り、調和共存の海洋を建設する。海を尊重し愛し続け、天人合一の海洋を建設することである。金永明著：《中国海洋法理論研究（増訂版）》、上海社会科学院出版社、2016年、第305-306頁を参照。

具体的な手段は、21世紀海上シルクロードの運用及び陸・海の統一的な計画の統括、地域の協調・協力の強化にある。第三に、文化面の目標は、開放的かつ寛容で互いに学び合う海洋文化を構築することにある。第四に、生態系に関する目標は、持続可能な発展に向けた海洋生態環境を構築することにある。新時代の中国の海洋強国戦略の究極の目標は海洋運命共同体を構築することである<sup>(29)</sup>。

4. 21世紀海上シルクロード (2013)。21世紀海上シルクロードは「一帯一路」構想の重要な構成要素であり、中国が海洋強国戦略を推進する上での重要な手段でもある。「一帯一路」構想は、新しいタイプの国際協力及び地域協力のモデルであり、時代の発展のニーズやビジョンに合致しており、国際社会から好評を得るとともに、良好な効果を上げている。

同時にまた、このような「一帯一路」構想の良好な効果は、中国政府が政策的文書を適時発表して (2015年3月28日に発表した「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」、2017年5月10日に発表した「「一帯一路」共同建設：理念、実践と中国の貢献」、2017年6月20日に発表した「「一帯一路」建設海上協力構想」、及び2019年4月22日に発表した「『一帯一路』共同建設のイニシアチブ：進展、貢献と展望」等)、 「一帯一路」構想の主な内容・本質・特徴・目標・ビジョンを詳しく説明するとともに、複数の重要なプラットフォームの設立 (中国「一帯一路」建設推進工作指導グループ及びその弁公室、「一帯一路」国際協力サミットフォーラム、中国輸入博覧会等) 及び保障的な基盤となる制度 (アジアインフラ投資銀行、シルクロード基金、中国-東アジア諸国連合 (ASEAN) 投資協力基金等) の構築を通じて、「一帯一路」の構築プロセスを促進しなければ実現し得なかった。また、21世紀海上シルクロードの建設は、南シナ海地域と不可分の関係にある。つまり南シナ海問題を回避することはできないことから、南シナ海問題の合理的な処理は21世紀海上シルクロードを推進する上での重要な基盤である<sup>(30)</sup>。

(29) 金永明：《新时代中国海洋强国战略治理体系论纲》，《中国海洋大学学报（社会科学版）》2019年第3期，第22-24頁を参照。

(30) “一帯一路”構想の本質及び南海区域における協力に関する内容は、Jin Yongming, *The Essence of the Belt and Road Initiative and Regional Cooperation in the South China Sea*, *The Hiroshima Law Journal*, Vol.43, No.2, October 2019, pp.41-70を参照。

5. 海洋運命共同体 (2019)。衆知のとおり、2019年4月23日、習近平国家主席・中央軍事委員会主席は、青島で中国人民解放军海軍創設70周年多国間海軍活動の招きに応じて参加した外国代表団の団長と集団会見した際に、海洋の本質及びその地位と役割、21世紀海上シルクロードの構築目標、中国が海洋管理・整備に参加する上での役割と海軍の貢献、及び国家間の海洋論争の処理原則等の観点から、海洋運命共同体を一丸となって構築することの必要性和重要性を指摘した<sup>(31)</sup>。海洋運命共同体の構築は人類運命共同体の構築と同じように、段階的に、順序立てて、重点的に実施推進していく必要がある。これは、海洋運命共同体の本質的属性又は法的属性によって決定付けられるものである。

海洋運命共同体の推進と実施の主体は人類であることは否定できない。ここで言う「人類」とは全人類を指し、現世の人類も、後世の人類も含まれる。海洋運命共同体は、海洋は公共物であり、国際社会の共通の利益を実現するための場（国際公域）であり、人類が共同で継承していく財産であること、世代間衡平の原則に従うという本質的な要求を体现している。人類を代表して行動する主体が国家、国際組織及びその他の重要な非政府組織であり、そのうち、国家は海洋運命共同体の構築における主要かつ絶対的な主体として、主導的・中核的な役割を發揮する。これは国家が国際法において主体的地位又は中核的地位にあることによって決定付けられるものである。

客体として見ると、海洋運命共同体の標準に合致するものは海洋のすべてであり、それには人類による海洋空間及び資源を開発・利用する一切の活動又は行為が含まれるだけでなく、海洋中に存在する一切の生物資源及び非生物資源に対する保護及び保存も含まれ、海洋空間と資源の有効かつ合理的な利用の総合的な要求を体现している。これは海洋の本質的属性（公益性、関連性、専門性、流動性、環境容量、浄化力等）によって決定付けられるものであり、また持続可能な利用及び発展という目標の実現に向けた、海洋に対する規範的要求や総合的要求も体现している<sup>(32)</sup>。このため、筆者は、海洋運命共同体は次の3つに分類できると考える。第一に、海洋の区域又は空間範囲による分類である（地中海、南シナ海、東シナ海運命共同体等）。第二に、海洋の機能による分類である（海洋生物資源共同体、海洋環境保護共同体、海洋科学研究共同

(31) [http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2019-04/23/c\\_1124404136.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2019-04/23/c_1124404136.htm)を参照（2019年4月23日にアクセス）。

(32) 例えば、「国連海洋法条約」“前文”第4項の内容を参照。



体、及び海洋技術設備共同体等)。第三に、海洋分野による分類である(海洋政治、海洋経済、海洋文化、海洋生態、海洋安全共同体等)。

運用方式においては、共同協議・共同建設・共同享受の原則及びその他の国際法に合致する基本原則を堅持し、共同で管理し、発展し、利益を獲得し、進歩するという目標を実現するため、多次元・多様な協力方式を採用して推進し、共同体の原理によって追求する目標と価値の志向性を体現しなければならないといえる。

## (二) 中国の海洋法制度の整備に関する若干の提案

1. 領海内における軍艦の無害通航に関する手続の修正。上述のとおり、外国の軍艦の中国領海内における無害通航については、中国の国内法制度の中でも一定の相違が見られる。例えば、「中国領海及び接続水域法」第6条では、外国の軍艦の中国領海内における無害通航について、事前許可又は事前承認を定めており、この内容は「全国人民代表大会常務委員会の『国連海洋法条約』批准に関する決定」の声明内容と完全には一致しない。同決定の第4条は次のように規定している。中華人民共和国は、「国連海洋法条約」の領海内における無害通航に関する規定は、沿岸国がその法律・規則に従い、外国の軍艦に対し、領海を通過するにあたり事前に当該国の許可を得るか、又は当該国に通知するよう求める権利を有することを妨げないことを、重ねて声明する。

法律(「決定」)の制定及び解釈の主体という点から見ると、それらはいずれも全国人民代表大会常務委員会によって採択・決定されたものであることから、同じ地位にある。法律自体のランクから見ると、「法律」は「決定」より上に位置する。制定又は採択の時期から見ると、同一事項を定める規範間に抵触のある場合、「後法は前法を破る(後法優位)」の原則が関係してくるが、同一事項の具体的な規範のつり合いをとり、統一を図るため、「前法」に定める内容を改正する必要がある出てくるという問題に直面する<sup>(33)</sup>。また、中国は事前許可制又は事前通告制を引き続き実施する必要があるか否かについても、この方法を採用している国は比較的少なく、中国の海洋強国の建設という戦略のプロセスの妨げにもなることから、議論・検討すべき時期がきている。

2. 海洋関連機関の職権の明確化。海洋基本法の制定の核となるのは、海洋

(33) 金永明著：《新时代中国海洋强国战略研究》，海洋出版社，2018年，第136頁。

関連機関の職権の明確化である。海洋基本法の制定により、「海洋」の用語を憲法に盛り込む難しさを克服し、補うことができるだけでなく、海洋関連機関の職権を明確にし、海洋関連事務・活動を統率し、主導的役割を發揮することができる<sup>(34)</sup>。

衆知のとおり、中国は新時代（2012-）に入って以降、海洋管理機構に対して2度にわたり大きな機構改革を行っているが（2013年、国家海洋局を再編、中国海警局と国家海洋委員会を設立。2018年、国家海洋局を廃止し、自然資源部、生態環境部、農業農村部等、その他の部門がその職責を担当、中国海警局は中国人民武装警察部隊に編入され、その指揮下に入った）、国家海洋委員会の具体的な職責や部門構成、運営方式等の内容及び手続については、今日に至ってもまだ公開されていない。このため、海洋基本法を制定するには規定の明確化こそが、その透明性や正常な運営を確保するとともに、統一的な計画・統括及び協調作用を發揮することができる<sup>(35)</sup>。

3. 中国海警局組織法を制定し、法執行の職権を明確にする。2018年の海洋管理機構改革において、2013年に組織された中国海警局は公安部から業務指導を受ける立場から、中国人民武装警察部隊の指導・指揮に従う立場となり、中国人民武装警察部隊海警総隊が組織され、(対外的には)中国海警局と呼ばれることとなった。第13期全国人民代表大会常務委員会第3回会議で、2018年6月22日に採択された「中国海警局の海上での権益を保護するための法執行の職権行使に関する決定」（2018年7月1日より施行）によって、中国海警局に対して、海上における権益を保護するための法執行の範囲又は任務、及び任務執行時の他の行政機関との間の関係という2つの面の内容が示され、それらによって、中国海警局が中央軍事委員会に從属することと、他の行政機関による法執行との間の職権上の問題について、調整が図られた<sup>(36)</sup>。

(34) 中国の周辺国家に存在する、いわゆる「海洋基本法」のようなものに関する内容とその啓示については、董跃：《我国周边国家“海洋基本法”的功能分析：比较与启示》，《边界与海洋研究》2019年第4期，第39-49頁を参照。

(35) 《国务院机构改革和职能转变方案》では、海洋事務の統一計画及び総合調和を強化するために、高レベルの議事協調という国家海洋委員会組織を設立し、この組織は国家の海洋発展戦略の研究と制定を担い、海洋重大事項について協調し、国家海洋委員会の詳細業務を国家海洋局が主管すると指摘されている。[http://www.gov.cn/2013/11/content\\_2354443.htm](http://www.gov.cn/2013/11/content_2354443.htm) を参照（2013年3月15日にアクセス）。

(36) 金永明：《新时代中国海洋强国战略治理体系论纲》，《中国海洋大学学报

ただ、中国海警局と他の行政機関との法執行協力メカニズムについては、今後の法律・規則の中で規範化していく必要がある。これには既存の海洋分野に関する法律・規則の改正も含まれる。また、さらに重要な点として、中国海警局による海洋権益を保護するための法執行をめぐる職権の行使に向けて、中国海警局組織法を可及的速やかに制定し、その任務、具体的な職権、及び措置を適用する上での手続的な規定等の内容を明確にすべきである。このとき、中国海警局が権益を保護するための法執行の過程で、その海上での権益保護の職責を履行できない、又は単独で完了できず、体制内の中央軍事委員会が行動を統一的に指導・統括する場合、いかなる状況下で、いかなる程度で、いかなる手続を適用し、いかなる程度の対応措置を講じるのか等の内容を含めて、今後の関連法規の中で確定していく必要がある<sup>(37)</sup>。

4. 海洋論争の解決方法の活用の再検討。中国は領土主権や海洋権益等に関わる重大な問題について、これまで一貫して関係国と直接交渉する方式による紛争の解決を堅持し、かつ一定の成果を上げてきた。主に次のような成果を挙げることができる。中国は12の陸続きの隣国と歴史上未解決の国境問題を解決してきた。その際、対話・交渉を通じて隣国との領土及び海洋権益をめぐる紛争を処理することを堅持し、建設的な姿勢で「論争棚上げ、共同開発」の主張を提起し、南シナ海、東シナ海及び周辺の平和と安定の維持に最大限努力してきた<sup>(38)</sup>。中国とベトナムは交渉・協議を通じて、両国のトンキン湾における海上境界線を画定し、漁業協定（すなわち「中越トンキン湾境界画定協定」及び「中越トンキン湾漁業協力協定」、2014年6月30日発効）を締結し、トンキン湾の海上の安全を守るとともに、漁業協力においてウィン・ウインの関係を構築し、実際その効果は表れている。

中国の海洋問題に焦点を合わせた政策と海洋論争問題の解決のプロセスを見

（社会科学版）2019年第5期、第27-28頁を参照。

(37) 金永明：《新时期东海海空安全机制研究》，《中国海洋大学学报（社会科学版）》2020年第1期、第8-9頁。たとえば、中華人民共和国常務委員会によって改正され、2020年6月20日に公布された《中华人民共和国人民武装警察法》（2020年6月21日施行）の第9条において、人民武装警察は、内衛部隊、機動部隊、海警部隊、院校、研究機構等によって構成されると規定する。第47条は、人民武装警察部隊が海上法執行任務を遂行する場合、法律の別段の定めによると規定する。

(38) 国务院新闻办公室編：《中国的和平发展》（2011年9月），人民出版社，2011年，第8頁。

ると、中国の海洋論争問題の解決に向けた道筋は、以下の3つのステップからなることが分かる。まず、協議・交渉という方法の活用である。これには、「主権は中国、論争棚上げ、共同開発」と「双軌思路（2本レールの構想）」を挙げることができる。この方法には、関連論争について、当事国が直接友好的な協議・交渉を通じて平和的な解決を模索する一方で、南シナ海の平和と安定は中国と ASEAN 諸国が共同で守るという考え方が含まれている。次に、これらの方法を活用しても問題を解決できない場合は、ルールの制定、危機の管理、共通認識の達成という方法によって論争問題を処理する。このような方法を用いる目的は、資源の共有、ウィン・ウィンの協力という目標を実現することにある。最後に、各方面の海洋分野の協力を通じて、相互信頼を深め、海洋論争問題の最終的な解決に向けた基盤と条件を創造し、調和のとれた海洋や海洋運命共同体という目標を実現する。

ただ、政治的方法の活用によって、海洋論争問題を解決できない場合、又は最終的な解決は不可能であることを予測できる場合、中国は政治的方法から法的方法（司法又は仲裁）への転換を図るべきではないかという難しい問題に直面することになる。すなわち、「法により海を治める」という目標の確実な実現に寄与するため、中国が法的方法を活用した海洋論争問題の解決に向けた政策調整を行う場合の利害の分析と検討という課題とチャレンジに直面することになるのである。

## 結び

上述したとおり、中国は慣習法上の海洋法及び「国連海洋法条約」に基づいて国内の海洋法制度を制定するとともに、長期にわたる努力を経て、自国の海洋法制度の体系とその管理体制を形成しているものの、そのうちの一部の内容について他国から反発の声が上がっており、中国はこれらの問題にいかに対処するかという苦境に立たされている。

事実上、中国の海洋法制度の体系に関して反発が起きている内容の多くは、国際社会で共通認識を達成するすべがない論争的な問題であるため、これらの問題について、国際社会で引き続き共通認識を達成できなければ、これらの対立的な問題は相変わらず存在し続けることになる。こうした問題には、米国が世界各地で行っている、いわゆる航行の自由作戦も、その結果として他国の法的立場を変えることはできないということも含まれる。このため、調和の

とれた海洋理念、海洋運命共同体という目標を実現するために、「法により海を治める」ということが重要な基盤及び保障となる。いわゆる「法により海を治める」とは、ルールを拠り所として権利を主張し、ルールを拠り所として権利を擁護、行使し、ルールを拠り所として権益をめぐる論争を解決し、海洋秩序を守り、「法により海を治める」という目標を実現することである。

ここで言う「ルール」とは、国際社会が達成した統一的なルールを指すという点を指摘しておかなければならない。これらの「ルール」の内容について、異議や異なる解釈が存在する場合に、他方が反対する状況下においては、この「ルール」を活用して海洋論争問題を処理することはできない。この場合、関係当事者がこの「ルール」の差異性について協議を行い、これらの「ルール」の内容を補い、整備する必要がある。

また、中国は国際情勢と自国の実際の地位に基づき、あいまいな内容、専門用語の補足と明確化、国際社会の少数派に属する国家の実践を踏まえた調整を含めて、他国が反対する国内の海洋法制度の内容を改めてチェックし、自覚的、自発的及び大局的な視点から、また海洋秩序をリードするという思いから、自国の海洋法制度体系を更に整備し、国際社会の共通の利益を促進し、海洋秩序と海洋ルールを守り、自らが提起する合理的な海洋イニシアチブ、ビジョン、目標の実現に向けて、貢献し続けなければならない<sup>(39)</sup>。これは責任を負う大国としての求められるもの、担うべきものである。

---

(39) 中国が海洋秩序を保護し、海洋新規則を構築する際の役割の転換及び位置づけに関する内容については、金永明：《現代海洋法体系与中国的实践》《国际法研究》2018年第6期，第45頁，金永明：《新时代中国海洋强国战略治理体系论纲》，《中国海洋大学学报（社会科学版）》2019年第5期，第29-30頁を参照。